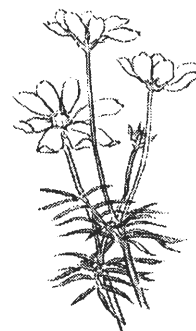
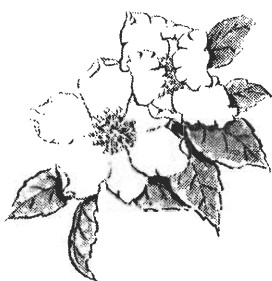


心と こころ



「児童虐待を防ぐために」



社団法人
宮城県精神保健福祉協会 広報

「対策が急がれる 児童虐待問題」

宮城県石巻地域子どもセンター

山崎 剛

児童虐待が大きな社会問題になっている。「心とこころ」では、第十三号で特集した。平成九年のことである。その年、全国の児童相談所で受け付けた児童虐待件数は約五千件であった。その後の増加は鰻登りで、平成十七年度には三万四千件を越えた。毎日一〇〇人近い子どもが、日本のどこかで虐待通告されている計算だ。また、平成十六年の一年間に、虐待により死亡した子どもは全国で五十八名に上った（厚生労働省把握事例）。一週間に一人の割合で、子どもが親に殺されたことになる。

欧米では約四十年前から児童虐待が注目され、法整備や親のケア、予防対策がとられてきた。日本では、児

童虐待防止法が平成十二年に制定された。ようやく対策が講じられ始めたと言えよう。

一九九四年に、第一回「日本子どもの虐待防止研究会」国際シンポジウムで、クルーグマン氏は、児童虐待の取り組み過程については、どの国においても、歴史的に次のような六段階を踏むであろう、と述べている。

第一段階は、虐待の存在を否定する時期である。親がかわいい子どもを虐待するわけではない、と大人たちが信じて疑わず、虐待の存在を認めない、という特徴がある。日本だけでなく、世界的にも、このような時期が長く続いた。

第二段階は、身体的虐待を認識し、対策の検討が始まる時期である。世界的に見ると、米国で一九六一年に、身体的虐待が認められ、その対策がとられるようになった。

第三段階は、虐待された子どもを親から離して保護する政策が主にとられる時期である。かわいそうな子どもを守ろうという気運が高まり、虐待する「悪い親」から離して保護することが最優先される。「親子分離」が遅れ、事件になると非難される。最近の日本の状態と似ている。しかし、受け皿である児童養護施設は、慢性的に定員一杯の状態である。

第四段階は、虐待する親への支援を開始する時期である。虐待された子どもを親から離すだけでは問題解決はしない、施設入所にも限度がある、親の治療による問題解決を始める、という段階で、最近の日本では、家族再統合という名目で、親への支援をするようになった。しかし、親支援や親の心理治療を行う専門家は

数少ない。虐待する親から無理やり子どもを離して、関係の悪くなった児童相談所が、今度は再統合という名目で親支援に当たることになる。児童相談所が「親子分離」と「親支援」を同時に担うことは、大きな負担になっており、「家族再統合」を十分果たすには職員も足りない。親支援のあり方は、今後解決すべき大きな課題である。

第五段階は、性的虐待に気付く時期である。性虐待は、統計的には全虐待件数の2〜5%程度であるが、問題が潜在化して、相談として表面に出にくい、という特徴がある。ジユディス・ハーマンは、「つい最近まで、子どもへの性虐待は、『完全犯罪』だった。」と言っている。日本では、性虐待相談は氷山の一角で、今後増えていくことを考えておく必要があるだろう。

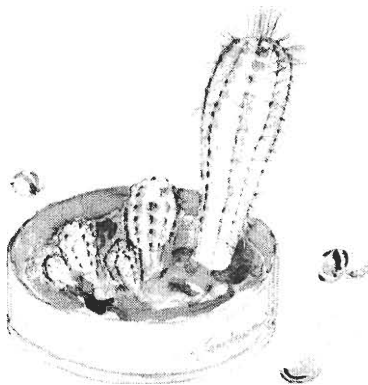
最後は、第六段階で、発生の予防に取り組み、という段階である。虐待対策に力を入れることは、相談件

数を増やすことにもなる。問題の発掘には寄与するが、児童虐待が生じた後の対応だけでは不十分である。これからは予防対策を重視する必要がある。

児童虐待は古くからあったが、かつてはこれほどまでに社会問題化されてこなかった。虐待する親を「鬼母」「鬼父」と言って、極めて個人的な特殊な問題として捉える傾向があった。日本は戦後平和が続き、経済的には豊かになった。しかし、情報化時代になり、ストレスの多い社会で、精神的にはゆとりをなくしている。育児不安を持つ親は多く、ゆとりのはなさは、当然育児にも影響する。児童虐待も、社会の問題を反映しており、個人的問題だけに還元しては解決できないだろう。さらに、児童相談所で受け付ける相談を通して感じることは、「貧困問題」を抱えている家庭が、今なお多く存在している事実である。

日本の虐待対策は欧米と比較して

三十年遅れていると言われている。このことは、欧米が試行錯誤して整えてきた法整備や虐待予防対策などを学びながら、進みうる利点があるとも言える。法整備を先行させた米国や、専門職を増やし人財育成を重視した欧州から学ぶことは多い。特に、前述した第四段階から第六段階が求められている。法整備も質の高い専門家も必要な虐待対策や予防対策を、早急に実行できるかが、今の日本には問われている。問題の先送り、次の世代にさらに大きな禍根を残すことになるだろう。



「児童虐待・鬼の嘆き」

仙台市児童相談所

高橋 達 男

『何処から侵入したのか定かではないが、鬼の棲み処に迷い込んだらしい。夕焼けのきれいな田舎の風景であったが、旧い家の軒先で、大きな体軀を屈めて咽び泣いている赤鬼と出くわした。自分はとっさに人間であることを悟られまいと身繕いをして構えたが、赤鬼は一向にこちらを見るでもなく、俯いたままで時々しゃくりあげながら泣き続けている。ベテラン相談員を自認する自分は、あまりにも辛そうなその姿にただ事ではないと察し、こわごとと、できるだけ優しく声をかけた。「どうかしましたか」「どうもこうもないさ、あんたは悔しくないのかい、さっきの集まりでも判ったように人間のやることは解らないよ。だってそうだろう、人間だけが虐待とやらで子ども

をいじめておいて、それをやった人間に対して、お前は人でなしだ、まるで鬼か蛇のようだ」と責めている。でもそれは全く間違っているよ、俺たちは絶対に子どもをいじめたりしないし、蛇だって他の生き物たちだって絶対にやってない、逆に大事に大事に育てている。それなのに勝手に汚名を着せといて、当の俺たちには何の断りもなしさ。こんなこと許されるわけないだろ、この世だったら名譽棄損ものだけど、別世界だから抗議もできない、本当に悔しいよ。大体人間は何で虐待なんてことするんだろう」と赤鬼は顔を伏せたまま一気にまくしたてた。自分は鬼の話を驚きをもって聴きながら「そうだよねえ」と相槌を打った。途中鬼の話を書きをもつて聴きましたが、そ

の真剣な話し振りから、嘘や誤魔化しはないように得心した。そして鬼の世界には鬼子母神がいることを思い出したとき、虐待などであろうはずもないことを確信した。そこで「そうだよね。でも人間も総てがバカではないだろうから、きつと自分達の間違いに気づいて、それを直そうとする奴もいるんじゃないかな」と付け加えた。『こんな夢を見せられた。赤鬼の指摘のとおり、何故に人間は自らの滅亡を招くような行為をしてしまうのだろうか、喉元に刃を突き付けられたような、そんな怖い夢を見せられてしまった。さて、現実の人間社会に戻ろう。児童虐待の相談処理件数は全国で三万四千件を超え、止る所を知らない様相である。勿論この中には、誤報に近いものから、不幸にして死に至ったものまで含まれるが、いずれにしても発見されたものの数である。これを氷山の一角に見做せば、当然としてその何倍もの塊が水面下に隠

れているわけで、身の毛のよだつのを禁じ得ない。また、虐待（の疑い）とは言えないまでも、不適切な関わりまで視野を拡げれば、その数や量たるや皆目見当もつかない。あらためて、何故に人間は、楽しい筈もなかるうに、こんなにも拙い付き合い方をしてしまうのか、極めて奇怪なことである。児童虐待の特徴の一端をあげてみよう。何と言っても世代間連鎖の怖さがある。虐待事例の約半数の虐待者は、被虐待経験をもっていることが判っているが、嫌なことなのに親から子へ伝達され、子から孫へ再び伝達されるのだから、甚だ困ったことである。これは遺伝なのか、学習効果なのか等の議論があるが、虐待する心のプログラムが人の心の中に組み込まれてしまったことには違いない。また、虐待は早期発見・対応が肝心であるが、それは時間とともに深刻化するからである。虐待とは認めない大人の心理と、過度な要

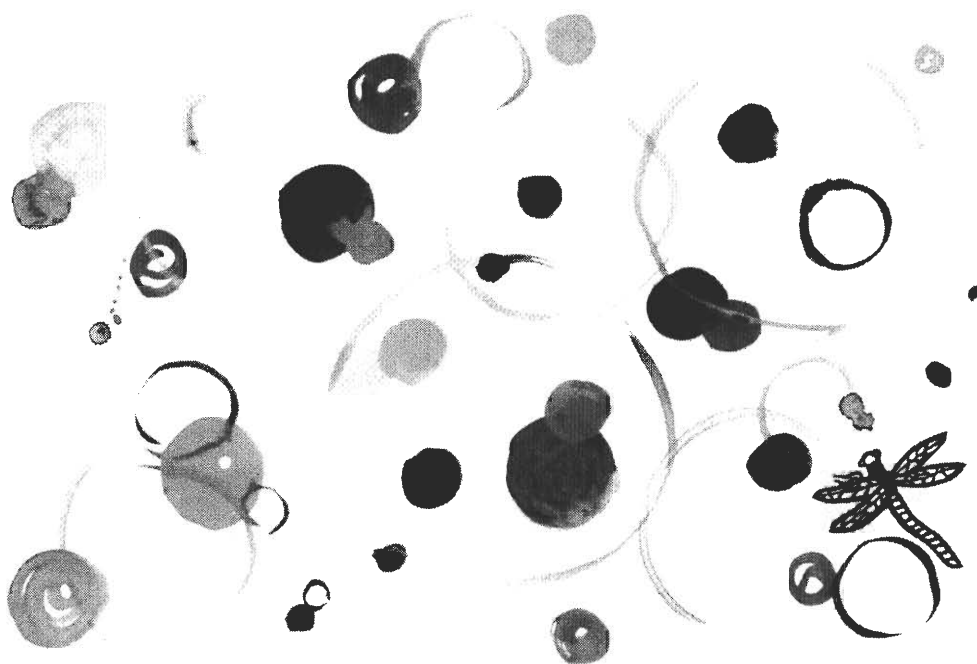
求に応えながらも認知欲求を満たさうとする子ども心理が相まって悪循環を来し、深みにはまっていくのが深刻化するメカニズムである。また又、虐待の主体者の六割強が実母であるという実態がある。継母等は僅か二%程度で、何と生みの母親が

主体的に行っていることには驚きを禁じ得ない。しかし、これには統計に表し難い隠された実情がある。多くの場合、母の夫や再婚した夫、あるいは内縁の夫の意向を気にするあまり、母が実行者になってしまいうという図式が見えてくる。すなわち、虐待をする親とそのパートナーの心的関係が反映された結果として発見した行為と言えるわけである。以上、児童虐待の特徴のほんの一端をあげてみたが、世代間連鎖や深刻化するメカニズム、そして代理虐待とも言えるような図式、これらに共通する事項は何か、はたと気づくのは、いづれも個々の心理状態や心理プログラムが密接に関与しており、個々の

心理が他との関係の中に相互に持ち込まれていると言えるのではないかとすれば、虐待は、心・気持ち・感情というような心理を持ち合わせた人間のなせる所業ということであり、赤鬼の指摘に対する反論の余地はないということである。

さて、人間のなせる業となれば、最早、他の所為にするべくもなく、自らを正す策を講じなければなるまい。どうするか：一つには、半数の者が世代間連鎖を受けている実情に鑑み、連鎖を断ち切る作業を優先せねばなるまい。すなわち、虐待をした大人が再び虐待をしないための治療、そして、虐待された子どものトラウマを癒すと同時に、将来同様の行為を繰り返さないための治療を施すことである。二つには、母子保健の充実等により、心理プログラムのチェックに努めてハイリスク家族への治療を施すことであり、三つには、国民皆が、人間の所業としての虐待や対人心理関係への理解を、生涯学

習に位置づけられることと心得るが如何か。いづれにしても容易なことではないが…。



「子どもも虐待の背景にあるもの」

ある幼児殺害事件から

東北福祉大学 千葉 喜久也

仙台市からそれほど遠くない内陸

の二つの町で二〇〇四年夏、シヨツ

キングな事件が起きた。幼い兄弟が

それぞれの町で遺体となって発見さ

れ、父親の無職A男(23)を殺人容疑で、

暴行には直接加わっていないものの、

現場に居合わせたとされる妻のB子

(22)については殺人幫助容疑でそれぞ

れ逮捕された。またB子はA男から

から日常的に暴行を受けていたこと

がその後明らかになった。

幼いわが子二人を虐待死させると

いう悲惨な事件はなぜ起きたのか。

これを解く鍵はA男とB子の育った

環境が大きく影響しているといえる。

逮捕後の警察の調べに対して、A男

の口から出たことばは、「母の死」

をはじめとする数々の不幸な出来事

や少年時代の貧しさが、「人生を狂

わせた」という言葉だった。

A男が育った幼児期の家庭環境は、

A男にとって「安心」できる環境で

はなかったといえる。親から安心を

得るための「愛情」を受けることが

できなかったA男は、親を信頼する

ことができなかった。もちろん親以

外の他人は、もっと信頼することが

できなかったといえる。

幼児期に安心できる環境で育てら

れなかったA男は「世間は厳しい」

と考え、「支配する」か「絶対服従

する」という形でしか、他人との関

係が築けなくなっていた。A男には、

友達がいなかったといわれることか

らも他人への信頼が育っていないかっ

たといえる。A男が他人との関係を

築くことができていたなら、周囲に

対して「助けて」とSOSを発信で

きたのではなかったのだろうかと思
う。

被虐待児は、生き残るために「私
は無害な存在です」というアピール
をするケースがある。A男が「親し
みやすい笑顔」の少年だったのは、
実は「厳しい環境の中で生き残ろう
とする姿」だったのかもしれない。

今回の事態に至るまでに、A男には

様々な兆候が現れていたはず。髪を

赤く染めたのは、他人に認めてもら

いたいとのサインであったのではな

いのか、そういう形で自分の存在を

示そうとしたのではないのか。

また、この事件で忘れてならない

のはB子(妻)へのDV(家庭内暴

力)が存在したとされる点である。

B子がA男の暴力を恐れたように、

母親が「父親の虐待を止めたら殴ら

れる。子どもへの暴力もひどくなる」

と虐待を放置する例は大変多い。家

庭は人間関係が上手くいってる状態

であれば、一人ひとりの幸せも高ま

っていくものであるが、一度関係が

悪くなると悲惨な状況に至る場合が
見られる。今回の事件は、DVと子

ども虐待が一体化し家庭という密室
で繰り返された不幸な事件といえる。
これまでわが国では、家庭の中に公
権力が介入することへのためらいが
あったが、DVや虐待は犯罪である
との認識をもって、今後は積極的な
介入を図ることが必要である。

今、子ども虐待への対応は、児童

相談所や市町村役場、警察など窓口

が分散している。またそれぞれの窓

口の対応にも認識のずれが生じてい

る。今後はこうしたずれを解消し、

一般住民や行政、民間団体が協力し

て、プライバシーの壁を乗り越えて

家庭に踏み込まなければ発見できな

い状況にある。

A男の育った過程の中で、幼少期

に周囲との交流が少なかったとみら

れることも今回の事態を深刻にした

と考えられる。虐待を受けた子ども

は、自己肯定感や自尊心を欠いたま

ま大人になり、親になる。この自己

肯定感や自尊心は、子ども時代のうれしさや悲しさといった感情を人に受け止めてもらうことで育まれるのである。

しかし、A男にとっては、感情を押し殺すことが厳しい幼少期を生きるのに必要なスキルだったかもしれない。こうして成長した大人の中に、子ども時代の寂しさを埋めるため無思慮なセックスにおぼれ、生まれた子どもを受け入れられないケースが多い。

こうして生まれた子どものほとんどが、望まれて生まれてくる子どもではなく「できてしまった子ども」ということになる。このことが子どもを受け入れることができない背景となり、子どもを虐待してしまう要因ともなっている。対策としては、こうした親への支援を図ることが必要である。例えば、親になることの不安を訴える親や自信のない親に対しては、その「親の育ち」を支援し、

子どもとの十分な感情のやりとりができるよう支援する。また子ども自身が育ちやすい社会環境をつくり、それを子どもが積極的に利用できる社会的基盤をつくる必要がある。子どもの育ちを親任せにしない、親と社会が共に子どもの育ちを支援する取り組みが必要である。子どもの将来が家庭環境に大きく左右されることのない、社会的子育て支援が必要である。親の不出来が子どもの不幸に大きく影響を及ぼす社会ではなく、どの子どもにも寂しさを植え付けたい、希望を与える社会的責任が必要である。また地域社会も積極的に子どもにかかわり関心を高める必要がある。そして問題を抱えた親を地域で孤立させない住民の姿勢と協力が必要である。



「私の出会った親たち」

キャブネット・みやぎ

鈴木俊博

一九九九年十月に「子ども虐待防止ネットワーク・みやぎ」通称キャブネット・みやぎは設立されました。設立前から一般市民ボランティアの電話相談員養成講座を開き、人材育成し設立と同時に電話相談は開設されました。二年目からは虐待問題を抱えた母親を対象に週一回のグループワークを立ち上げ、親支援も始めました。更に個別家族への介入および支援、市民講座、子ども虐待防止地域サポーター養成講座、全国の虐待事例調査、地域ネットワークづくり、訪問生活支援事業、そして県内市町村向けの虐待対応研修キャリアン事業などに取り組み、この七年間を走り続けてきました。気がつく

と電話相談員は八十名のボランティア体制となり、養成講座は今年で九

期目となります。弁護士、医師、ソーシャルワーカー、研究者、児童福祉等各分野の専門家と一般市民ボランティアが「共働」で運営しているのがキャブネット・みやぎです。

さて、このような活動の中で私たちはたくさんのお親と出会い、それを活動の糧としてきました。その親たちの物語の一部をご紹介します。

虐待をどのように防ぐか、虐待問題を考える時に殆どの方がこう考えるのではないのでしょうか。私もご他聞に漏れず活動を始めた当初はそれほどばかり考えていました。しかし多くの家族と関わって、家族の物語を聴いているうちに課題はどう防ぐかではなく、どのようなからくりで虐待が起きてくるのかを理解することが重要であることに気がきました。医

療者に言わせれば機序を理解して対策を考えることは常識と一蹴されそうですが、恥ずかしながら活動しながら気がついたしいです。

精神科に入院してPTSDの治療を受けていたある母親A子が私にこう話してくれました。「最近になってはじめて体の痛みを感じるようになった」私は自分の耳を疑りました。三十年以上生きてきて「肉体的に痛い」と感じたことがなかったということです。A子はキャブネット・みやぎの電話相談につながり、最終的に子どもが緊急一時保護を経て、施設入所していました。そこに至るまでのA子の想像を絶する成育歴が私の頭の中でよみがえりました。

確かに健康的に痛みを感じていたら耐えられない心身の傷を日常的負っていたのです。生き残るスキルとして「解離」というPTSDの症状が母親を救ってきたともいえます。

肉体の痛みを知らない母親の子育てとしてつげがどれだけ親子に困惑と

混乱を生じさせたか、それを思うだけで「よくぞ、ここまで二人の子どもを育ててきた」と褒め称えずにはいられませんでした。

やはり電話相談を経て、緊急に家庭訪問して母親B子の話を聞いていた時のことです。B子は両親の歳も生年月日も知らないというのです。子どもの頃両親と姉と四人で暮らしていたながら、両親はバラバラに週に一回ほど帰宅して姉妹に一万円を渡すと、すぐにまた出かけてしまう。親がどんな仕事をしているのか、どこにいるのかも子どもは知らされなのまま、もの心ついた頃からそんな暮らしをしていたのです。もらった一万円は姉妹で料理を作ることもなく、姉と妹で五千円ずつに分け、スーパーやコンビニで好きなものを買って食べていた。そんな彼女の話しに私と女性相談員は釘付けになりました。

彼女が小学三年生の頃、自転車で転倒し大怪我をしました。何かあつ

た場合にと教えられていた母親の友人に電話をすると、間もなく母親から電話があり、健康保険証があるタンスの引き出しを告げ、すぐ病院に行くようにあっさり言われ、電話は切れてしまった。以後彼女は親に期待する事を諦めてしまいます。

そんな彼女が家を出て独立し、自分が育った家庭とは違う母親や妻として幸せに生きたいと強く願い、結婚し、出産したのです。一生懸命子育てしよう。この子を立派に育てよう。その思いとは裏腹に二歳頃から言うことをきかず、かんしゃくを起こす子どもに對しどうしてよいかわからず、このままではとんでもない人間に育ってしまうのではと不安ばかりが募るようになります。やがてB子の一生懸命さは厳しいしつけに変わり、子どもとの葛藤と悪循環の繰り返しになります。四歳になったわが子に「あいいうえお」の知育おもちゃを与え、必死で覚えさせようとなります。抵抗すると道具を使って叩

き、立派に育てようと苦しい日々が続くようになりました。

この母親のどこが悪いのでしょうか、彼女は何にも悪くない、ただ子どもを育てるモデルを持っていないだけです。モデルなしの子育てはどれだけ過酷であるか、それを彼女は私たちに教えてくれました。「よく殺さないでここまで育てた。えらい！」言えるとしたらこのことだけです。彼女はその場で泣きくずれました。

私が当事者の物語を聴くことが出来るようになったのは、「虐待を何とかしよう」と思わなくなってからです。もちろん私は、緊急時に強制的に親子を分離させてあげる支援が一方にあつてしかるべきだと思っています。しかし地域ネットワーク支援というもう一方の車輪がなければ本当の意味で家族は楽になれない。そう思うのです。

日本子ども虐待防止学会 第12回学術集会・みやぎ大会

本学術集会が初めて東北地方で開催されることとなりました。「杜の都」で知られる宮城県仙台市が次回開催地です。仙台駅から西に一直線、青葉通りのけやき並木を抜け、広瀬川を渡るとメイン会場となる仙台国際センターが青葉城址麓に見えてきます。東北の地から子どもの虐待問題の本質を問い直すメッセージを発する大会にしたいと考えています。全国からの参加をお待ちしております。

日程 2006年12月8日(金)～9日(土)
会場 仙台国際センター・東北大学川内キャンパス
大会テーマ
私たちの子ども、私たちの「虐待」

重点テーマ

当事者中心のネットワークで孤立を解く支援／再統合に向けて支援のあり方を問い直す／リジリエンスを促進する-世代連鎖を断ち切るために-/「改正」二法を検証する／障害児虐待を考える
《主なプログラム》

12月7日(木)	12月8日(金) 学会1日目	12月9日(土) 学会2日目
<p>プレ企画 アトラクションと講演企画 参加費 無料 ◆親子で楽しむパネルシアターコンサート 歌とお話でおおくりするパネル劇場「おどろぼうサッサ」他 ◆離乳食教室と講演(託児あり)講師 管理栄養士 村上祥子氏</p> <p>展示企画 入場無料 ◆有名子どもへのメッセージ絵馬展(協力 チャイルドライン) ◆地域子育て支援関連団体パネル展示</p> <p>相談コーナー(無料) ◆人権擁護委員による子どもの人権相談</p> <p>特別企画講演会 脚本家山田太一氏講演 「脚本家山田太一さんが描く『家族のゆくえ』」 入場料 1,500円 詳細は学会参加申込書参照</p>	<p>全体会 指定講演 厚生労働省 文部科学省 最高裁判所</p> <p>基調講演 「子ども虐待防止と地域コミュニティ」 キャブネット・みやぎ</p> <p>重点テーマシンポジウム 「当事者中心のネットワーク～『非援助』と弱さを絆に～」 信田さよ子氏 向谷地生良氏 川村敏明氏 浦河虐待防止ネットワークメンバー</p> <p>一般演題 会員によるテーマ別8講座 計55演題 児童福祉施設・児童相談所・母子保健・子育て支援・医療等</p> <p>自主企画 会員企画によるシンポジウム等 5演題</p>	<p>分科会 27演題</p> <p>◇「虐待を受けた非行少年の処遇を考える」◇「法改正により児童相談所はどう変わったか」◇「虐待を受けた子どもたちの自立支援—現状と課題を検証する—」◇「地域における虐待予防及び対策の実践と問題点」◇「親グループ実践の様々な形—当事者主体のグループ運営」◇「保健機関が行う親支援ミーティングの実際」◇「児童相談所における家族再生の取り組みと課題」◇「見守りのためのネットワークづくり」◇「障害児虐待を教育・福祉の場から考える」◇「虐待死亡防止のために ～法医学と小児救急臨床の立場から～」◇「教育の役割と問題点を考える!」◇「保育現場における保護者支援」◇「家族再統合へ向けた介入と支援のエンバウメントモデル:MY TREEプログラムと家族グループカンファレンス」◇「児童期性的虐待と境界性パーソナリティ障害」◇「愛着の問題を抱える子どもに対する心理療法の試み」◇「親の心理治療」◇「家族再生シンポジウム」◇「地域ネットワークシンポジウム」他</p>

非会員でも参加できます。学会参加要項資料請求は JTB 東北 団体旅行仙台支店 日本子ども虐待防止学会第12回学術集会係り〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町3-6-1 佐々重ビル6階
TEL (022) 263-6712 FAX (022) 263-6693E-MAIL sendai_convention2@jtb.jp
学会実行委員会事務局 宮城県仙台市青葉区大町2-14-22-2F キャブネット・みやぎ内 FAX022-265-8867

会 員 募 集

本協会の趣旨に賛同される方は、だれでも個人会員として、また、市町村、病院、会社、工場、婦人会等各種の団体は、団体会員としていつでも入会できます。

入会を希望される方は、次のところへ申し込んで下さい。

〒989-16117

宮城県大崎市古川旭五丁目七-二〇
宮城県精神保健福祉センター内
(社)宮城県精神保健福祉協会

電話 〇二二九(三三)〇〇二一
会費

個人会費 年額 二,五〇〇円
団体会員 年額 一口五,〇〇〇円
以上

編集発行

平成18年10月発行

社団法人
宮城県精神保健福祉協会

宮城県大崎市古川旭
5丁目7-20

電話0229(23)0021